

史料紹介と研究

南都般若寺所蔵笠塔婆の伝来と銘文

服部 光真・坂本 俊

はじめに

近年の寺院所蔵文化財の調査では、美術工芸、古文書、聖教、石造物、建造物などの諸種の資料を対象として、各分野による総合調査が方法として採られることが多い^①。これは史跡指定等の際に文化財行政の側から必要とされるという事情もあるが、伝世品としての文化財の全体的な把握とともに、有機的に連関する諸種の資料の総合によって寺史や個別の文化財の位置付けやその価値を明らかにしようという点で、学術的にも効果的な方法として認められていると思う。そうしたなかで、とりわけ文献資料については古文書学や聖教調査における方法論の進展もあり、原則として悉皆調査の方法が自覚的かつ問題意識的に採られることが多くなりつつある。

この悉皆調査の場合は近代史料までも調査対象とすることも多いが、その意義は、それが近代寺院史・仏教史の史料となることばかりではなく、諸種の文化財の伝来過程が明らかになるという点で、既知の前近代の文化財の再評価にも大きく関わるといえる。すなわち、今日に至る近代以降の寺院の組織構造の変容過程のなかで、これらの文化財がいかに管理・継承されていたのか、そのなかで現在伝えられている古文書がどの部分にあたるのかといった文書群としての性格や、美術工芸に関しては安置状況・修理の履歴などについての知見が得られるのである。筆者らも、華嚴宗元興寺などを事例に、そうした文献資料の悉皆調査の方法による寺史の通史的検討や、古代・中世に遡る彫刻や石造物などの既知の伝世品の再評価を試みた^②。

本稿では如上の問題意識のもと実施した般若寺所蔵笠塔婆二基（巻頭図版

参照）の調査成果を報告する。この笠塔婆は、弘長元年（一二六一）に宋の石工伊行吉によって造立されたもので、鎌倉時代の笠塔婆の代表的な遺品の一つとしてよく知られる。塔身正面下方には行吉による願文があり、父・行末の事績が詳細に記されていることから、石造物研究や中世律宗研究などでは基本史料として重要視されてきた。重要文化財に指定されており、後述するように近世以来銘文の判読が試みられるなど重厚な研究蓄積がある。

しかしその銘文は未だ確定的な釈文は得られておらず、またその伝来についても、旧所在地や現在地への移転に関わる史料も十分に共有されていない。こうした状況を鑑み、本稿では東京大学史料編纂所の一般共同研究で実施した般若寺所蔵文献資料の悉皆調査を踏まえ、この笠塔婆についての近世・近代における伝来や安置状況に関わる史料を紹介し、別途奈良市の仏教民俗調査の補助金により実施した三次元計測による銘文判読調査の成果の報告と合わせ、今後の資料評価のための基本情報を提示したい。なお本稿のうち「はじめに」と「一 伝来と移設に関する史料」は服部、「二 銘文判読研究の展開」から「むすびに」までは坂本が執筆した。

一 伝来と移設に関わる史料

笠塔婆は次項に述べるように、一八九二年に般若寺境内に移設された。それ以前の旧所在地については、般若寺境内の南方、般若野五三昧といわれる墓地にあったことは既に知られているが、その具体的位置となると「墓地内」^③、「中の川に通ずる旧街道へ入る僅に四五間の場所に並び樹ちし」^④、「東方の中の川に向う街道の両側に西面して立っていた」^⑤、または「同寺の古図によれば南門の左右に南面して立っていたことがわかる」^⑥などとあって、研究史上で一部混乱が見られる。旧所在地を示す史料が必ずしも共有されていないことによるものである。改めてその旧所在地、旧安置状況を示す史料をここに紹介しておきたい。

般若寺文書のなかでこの笠塔婆の旧所在地を示す近世史料が、般若寺の境内図である寛政三年（一七九二）「般若寺境内図」（般若寺古文書・聖教五七号）^⑦、

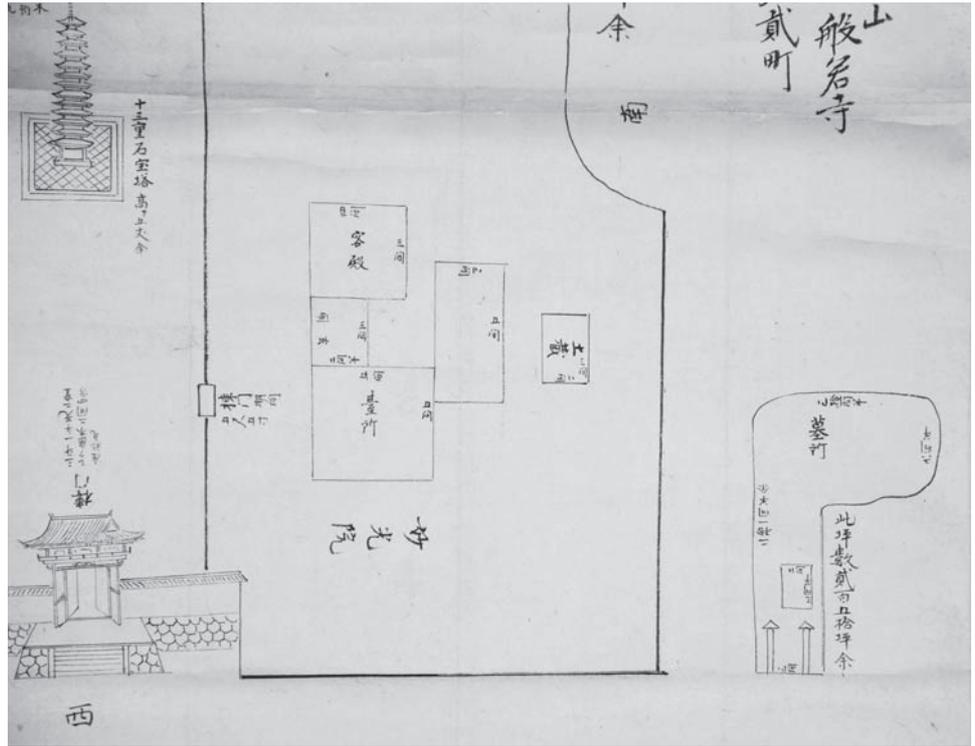


図1 「般若寺境内図」より般若寺境内南西部分および墓所

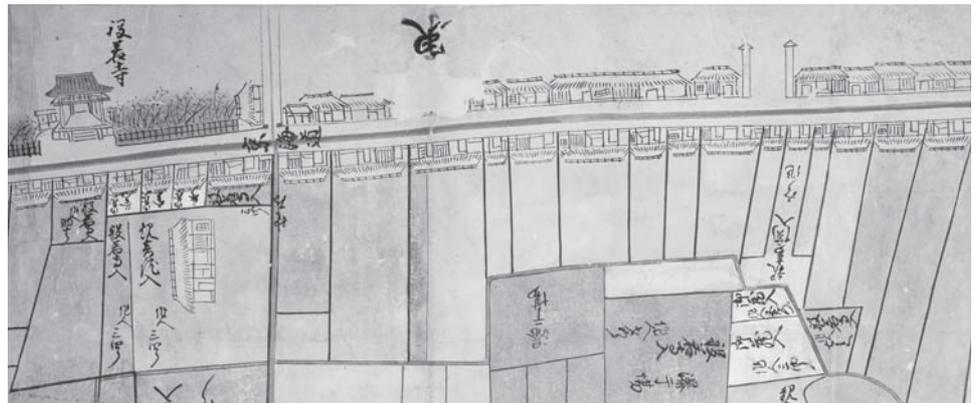


図2 「般若寺村絵図」より東端中央部の京街道・般若寺楼門・墓所周辺

般若寺村の絵図の年次未詳「般若寺村絵図」(同六一号)である。
 前者に関わると思われるものに、今は別に保存されている「絵図面 袋」(同六一九号)があり、これには「右之通絵図相認用意仕置候処、御老中々御尋無之ニ付、差出不申候」との注記がある。本来は提出のために作成されたもので、境内の実状に比較的忠実に描かれている。これによれば、般若寺境内として三万六千坪あるが、それとは別に「墓所坪数貳百五拾坪余」が描

こともあったが、近世段階には「般若寺境内図」に描かれるように、笠塔婆の間を抜けて墓地の参道に入ると、その正面には南北二間、東西三間半の建物があった。これは『平城坊目考』(寛政七年(一七九五)成立)に「草堂 一字 本尊阿弥陀如来」として書き上げられているものに相当すると考えられる。さらにその先では、入口から二一間半余りのところでこの墓所の区画は突き当たっており、その先の街道は開いていなかったようである。

かれており、墓所も境内地に準じる般若寺領であったことが知られる【図1】。この墓所は境内地・塔頭妙光院の南方にあり、京都と奈良を結ぶ主要街道である京街道(奈良街道)に入口を開いていた。この墓所参道入口の両脇に描かれるのが笠塔婆である。

後者の「般若寺村絵図」は年次未詳ながら、京街道に面する町屋や、御蔵領、般若寺領、東大寺観音院領で色分けがされた田畑や奈良晒の晒干し場などが一筆ごとに記される詳細な村絵図である。般若寺寺領の全てである三〇石の朱印地が村内に含まれるためにこの村絵図も般若寺に伝来したものと思われるが、作成主体は村であろう。この村絵図にも、般若寺境内地の南方、京街道に面した場所に笠塔婆二基が描かれている【図2】。「般若寺境内図」に描かれたのと同じ場所に般若寺墓地の入口を示している。明治期以降、この地には実範の成身院のあった別所として知られる中ノ川へと向かう街道が東方へと開いていた(同六二・一号、六二・二号など)。そのため、先述のように中ノ川への街道の両側にこの笠塔婆が立っていたと記される

『五街道分間延絵図』の一つである『加太越奈良道見取絵図』^⑩でも、脇道があった場合は「野道」が描かれるのが常であるが、当該の場所には笠塔婆は描かれるが「野道」はなく、やはり当時はこの中ノ川へ至る道はなかったと考えられる。もともと、『奈良坊目拙解』^⑪では「或云、往年至於中川寺本道也云々」とあるので、近世にも中ノ川に抜ける古道の跡と認識されるようなものはあった可能性はあり、明治期以降に開かれた道はこれをもとにしていくのかもしれない。いずれにせよ、笠塔婆はあくまでも墓地の入口を画するものとして立地していたと考えられるのである。『奈良坊目拙解』はこれを中ノ川実範が造立したものとし、中世奈良の共同墓地であった般若野五三味の惣門であろうと推測している。

京街道に臨んで立地する笠塔婆は、街道を往来する人々にも目立った存在だったようで、『大和廻り道の枝折』などにもこの笠塔婆が紹介されていること、石淵寺勤操や実範による造立との伝承や藤原頼通の墓塔とする伝承があったことはすでに指摘されている通りである。^⑫ 加えて、室町期成立の謡曲「笠卒塔婆」^⑬に奈良坂の笠塔婆に平重衡の幽霊が現れるという場面があるのも、『平家物語』で南都焼き討ちの際に重衡が立っていた場所が、読み本系諸本では法華寺の鳥居前とされているのが、語り本系諸本では般若寺の門の外（前）へと変容した^⑭ことと関わるのだろう。笠塔婆の銘文は室町期にはすでに読まれなくなっており、律宗唱導圈の展開のなかでこの笠塔婆が平重衡墓塔に擬せられていたと考えられる。そして近世段階にも、後述のように拓本が採られるまでは銘文が判読されなままに、勤操や弘法大師の造立^⑮など様々な伝承が付加されて、京街道に臨む奈良町北方におけるランドマークのような存在となっていたようである。

この笠塔婆が般若寺境内の十三重石塔西側に移設されたのは一八九二年のことである。その際の記録が、「笠塔婆ノ記」（同四五号）と「笠塔婆移築工事完結一件書類」（同四六号）である。前者の冒頭にはこの移設工事について次のような趣意が記されている。

笠之率塔婆二基ハ、古来添上郡中ノ川村ニ通スル旧街道ノ路傍ニアリ、

明治ノ初年破却スル所トナリ、石材折斷シテ藜荊ニ委スルモノ二十有余年、茲ニ明治二十五年八月、奈良保勝会、之レカ工費金百貳円拾八錢ヲ支出シ、之ヲ修補シテ般若寺ノ域内ニ移シ再建シテ、千古ノ遺觀ヲシテ永ク伝フル所アラシム、

明治廿五年八月二十五日誌

再建発起者 従三位勲二等子爵 税所 篤
正七位 平田 好

工事設計者 橋本卯兵衛

同監督者 保勝会幹事 植村久義

根岸隆吉

これによれば、笠塔婆は明治初年に破却されて、石材が折れた状態で放置されていたのを、一八九二年に税所篤（元奈良県知事）、平田好（添上郡長）を再建発起者とし、奈良保勝会が工費を支出して移設工事が行われることとなった。般若寺では十三重石塔が慶応三年（一八六七）に破却されているが、笠塔婆も同様であったようである。続けて同史料に付された「笠之卒塔婆移転新旧位地巨離実測図」によれば、移設先は境内の十三重石塔の西側十六尺の位置で、以後、一九五六年の修理で境内東端に移されるまでこの場所に安置された。同史料の最後には後述の市河寛齋による「南都笠率都婆傷并記」も書写されており、この笠塔婆が伊行吉により弘長元年に造立されたものであることが認識されたうえでこの事業であったことが知られる。

「笠塔婆移築工事完結一件書類」は、修理工事の仕様書・見積書、県の技師であった橋本卯兵衛から県内務部長への工法意見書、県内務部と添上郡長への工事請負契約の届、現在に取り外されて境内に保存されている鉄製支柱をつけた笠塔婆の再建十分一略図、添上郡長と保勝会に各々宛てられた請求書・領収証などが綴じられており、植村久義によってまとめられたものである。まさに奈良の「遺観」を保護するために、奈良保勝会、県内務部、郡が全面的に関与した事業であったことがうかがえる。一八八九年の元興寺の啼灯籠売却事件^⑯を経た、奈良における保勝活動の最初期の史料であり、か

つ笠塔婆の評価に関わる来歴や修理の実際を知りうる史料でもあるため、あえてここに紹介した。これらは史料編纂所閲覧室端末で画像公開される見込みである。

二 銘文判読研究の展開

般若寺笠塔婆・正面下方の銘文（伊行吉願文）は、市川寛齋が文政四年

は、「現物に就きて摺本の製作を試みしが、文字の摩滅甚だしく失敗に終りを以て、止むを得ず市川寛齋『金石私志』卷三より引用」しているが、西村貞や川勝政太郎は市川や三宅の成果をベースに拓本と現地での観察を駆使して判読の精度を向上させている。判読が飛躍的に進展したのは、変形した十三重層塔の解体修理の際に読まれた『重要文化財般若寺塔婆修理工事報告書』所収の銘文である【翻刻3】。

般若寺笠塔婆・正面下方の銘文（伊行吉願文）は、市川寛齋が文政四年（二八二二）に著した『金石私志』卷三に「南都笠率都婆傷并記」として記述したことではじめて詳細が明らかにされた【翻刻1】。判読不能な部分が多いものの、弘長元年（二二六一）七月十一日の造立年月日をはじめ、宋人石工であった伊行末の事績や笠塔婆は嫡男である伊行吉が一本を亡父のため、一本を母のためとして建立したものであることなどが初めて分かったのである。その後、天保年間（一八三〇〜一八四四）に奈良奉行梶野良材の家臣であった穂井田忠友も拓本を採取して解読したとされるが、管見の限りでは具体的な銘文を確認することはできなかった。おそらく、市川寛齋が明らかにした銘文や内容が現在まで引き継がれていると考えられるが、文字比定においてはその後の研究者によって若干の異同が認められる。

一	先考宋人行末者異朝明州住人	(1)
二	也而向日域経歳月即大仏殿石	(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)
三	壇四面廻廊諸堂垣搨荒	
四	悉孤為	
五	陳和卿為鑄金銅大燈	
六	行末与	
七	也者也則於東大寺靈地邊土	
八	中得石修造之正元二年七月十一	
九	日晏然卒去彼	
十	三年建立一丈六尺石率都坡	
十一	二基以一本廻過去慈考以一本	
十二	現在慈母就中般若寺大石塔者為	
十三	影	
十四	影	
十五	同合与力	
十六	檀大功德結縁畢願以此功德	
十七	切利天	
十八	詣極楽界	
十九	一切	
二十	弘長元年辛酉七月十一日伊行吉	

翻刻1 市川寛齋による般若寺笠塔婆の銘文

一	先考宋人行末者異朝明州住人	(1)
二	也而向日域経歳月即大仏殿石	(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)
三	壇四面廻廊諸堂垣搨荒蕪	
四	悉毀為	
五	陳和卿為鑄金銅大佛以明州伊	
六	行末為	
七	也者也則於東大寺靈地邊土	
八	中得石修造之正元二年七月十一	
九	日安然逝去彼嫡男伊行吉志	
十	三年建立一丈六尺石率都坡	
十一	二基以一本廻過去慈考以一本	
十二	現在慈母就中般若寺大石塔者為	
十三	房	
十四	影前	
十五	同合與力并経	
十六	檀大功德結縁畢願以此功德	
十七	切利天	
十八	詣極楽界	
十九	一切衆生	
二十	弘長元年辛酉七月十一日伊行吉白敬	

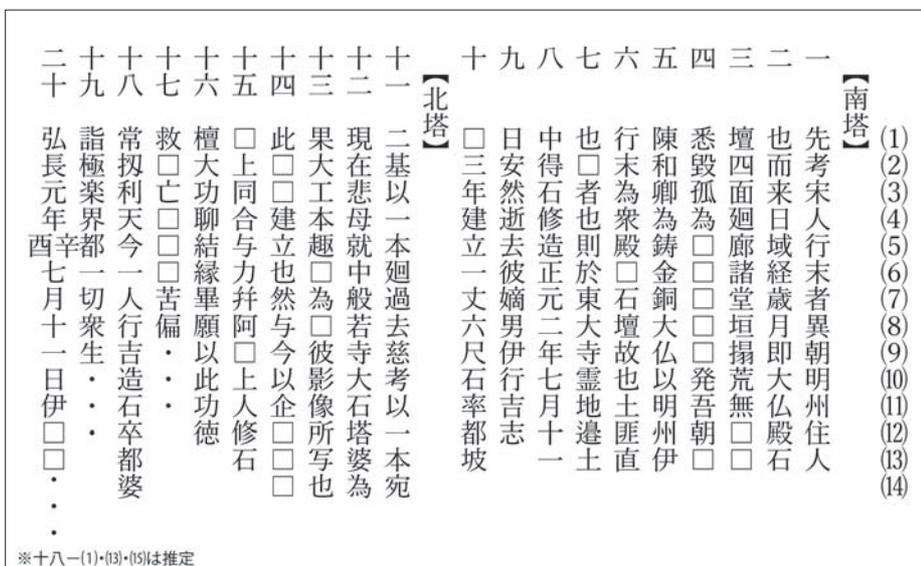
翻刻2 三宅米吉による般若寺笠塔婆の銘文

特に、十三行目と十四行目がより詳らかになつており、断絶していた文が捉えられるようになった点が挙げられる。また、これまで読まれてこなかった十五(8)を「阿」、十八(1)を「常」とも判読している。しかし、報告書にも「(前略)、正面下方にこの笠塔婆の由来を示す有名な刻銘があるが、甚だ判読し難く、特に十三重石塔の名を刻む部分が殆ど判読出来ないのは残念である」と記載されているように、従来から強く摩滅する部分が多く存在しているにもかかわらず新たに判読出来た箇所が相当数ある点はやや疑問である。検討に用いたであろう拓本や分析の方法などを確認したいところであるが、報告書内に明確な提示はない。この判読は、堀池春峰⁽²⁾に引き継がれ、山川均⁽³⁾の銘文のベースとなつている【翻刻4】。山川均の銘文では、十六(4)の「聊」を「徳」と読み替えて十八(1)を判読不能とし、十八(7)を「人」ではなく「子」と読んでいる。やはり、研究者によつて異なるはあるが、笠塔婆の銘文判読研究の過程の中では、奈良県教育委員会が提示した判読成果が大きな画期と言える。

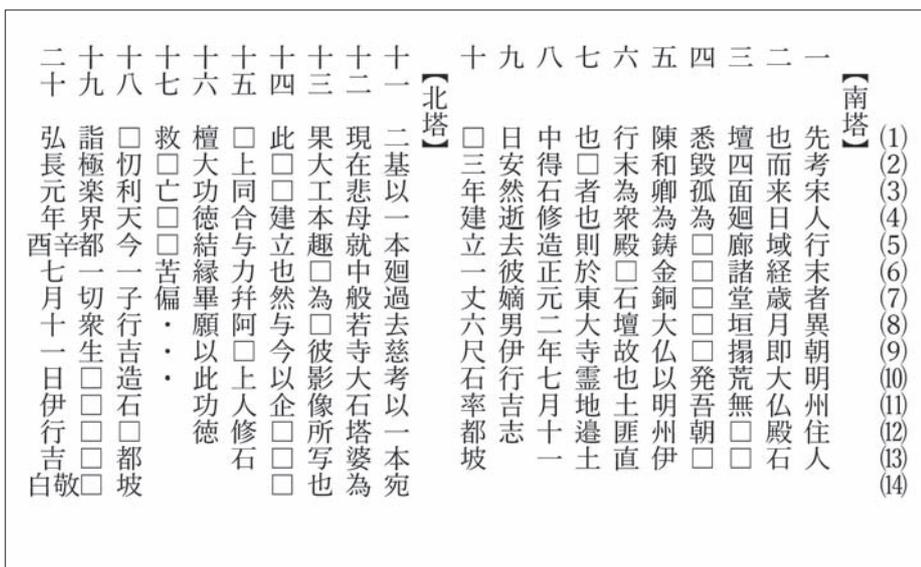
三 新たな手法を用いた銘文判読

前述したように、これまで笠塔婆の銘文については拓本や肉眼観察といった共通の方法を採りながらも三者三様に判読されていた。同様の方法で検討を行ったとしても、摩滅はより進行していると考えられるため、先行研究以上の成果は得られないと考えられる。そこで、近年多方面に用いられているSFM-MVSの技術で銘文部分をモデル化し、判読を試みた⁽²⁰⁾。三次元モデルは

Agisoft社 Metashape を用いて作成し、その後 CloudCompare で解析を行った【図3】。検討に際しては山川均が提示した銘文をベースとし、別途実施したレーザー計測のデータ【図4】および川勝政太郎が採取した拓本(大和文華館所蔵・川勝コレクションNo.10)【図5】を適宜参照した。判読できた文字は【図6】のとおりである。まず、南塔については、欠損と摩滅が広く進んでおり、文字のような稜線



翻刻3 奈良県教委による般若寺笠塔婆の銘文



翻刻4 山川均による般若寺笠塔婆の銘文

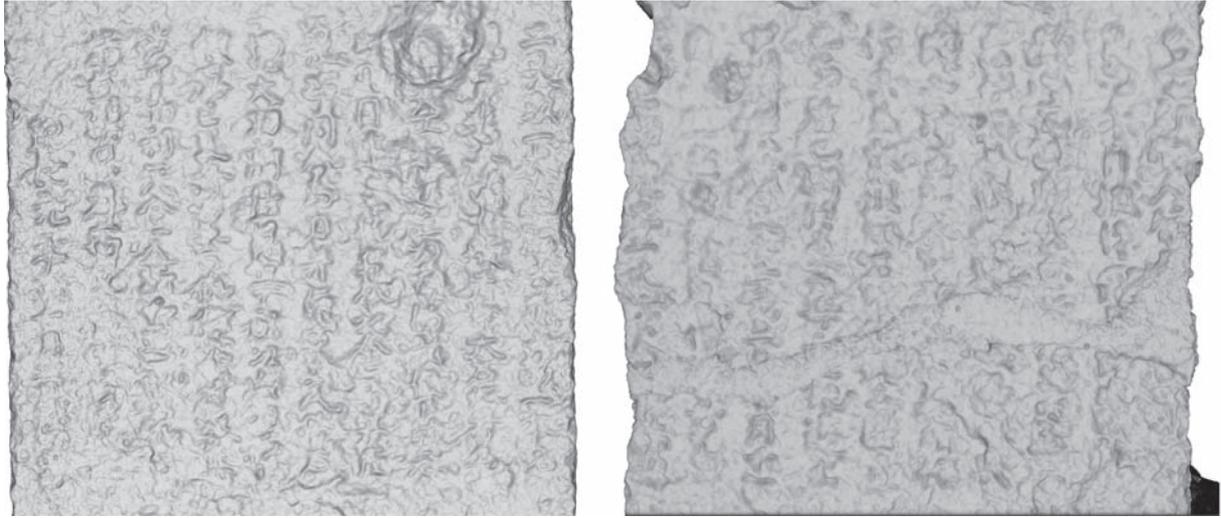


図3 SfM-MVSによる三次元モデル（左：北塔、右：南塔、縮尺任意、坂本作成）

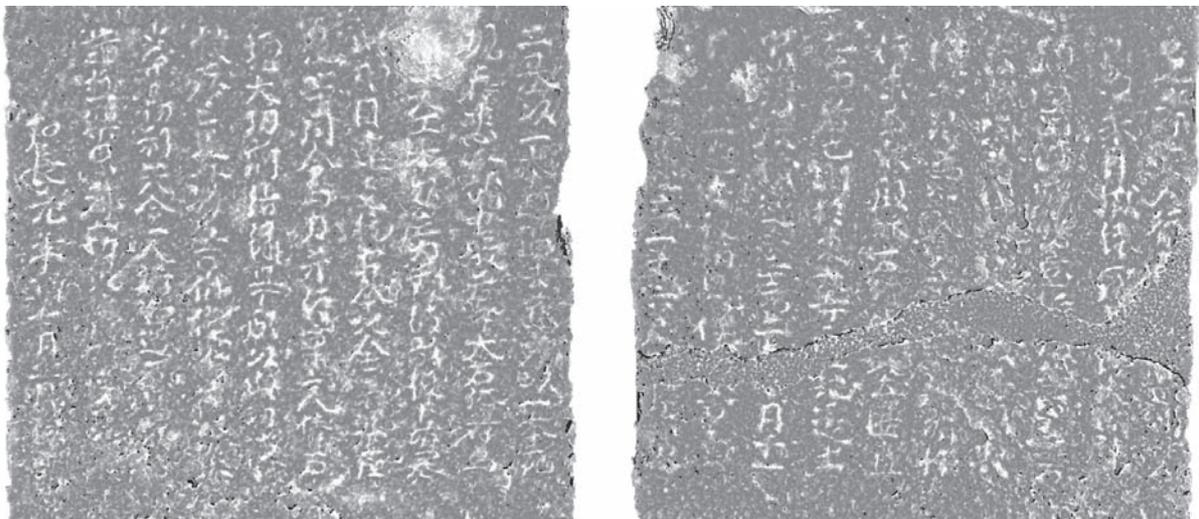
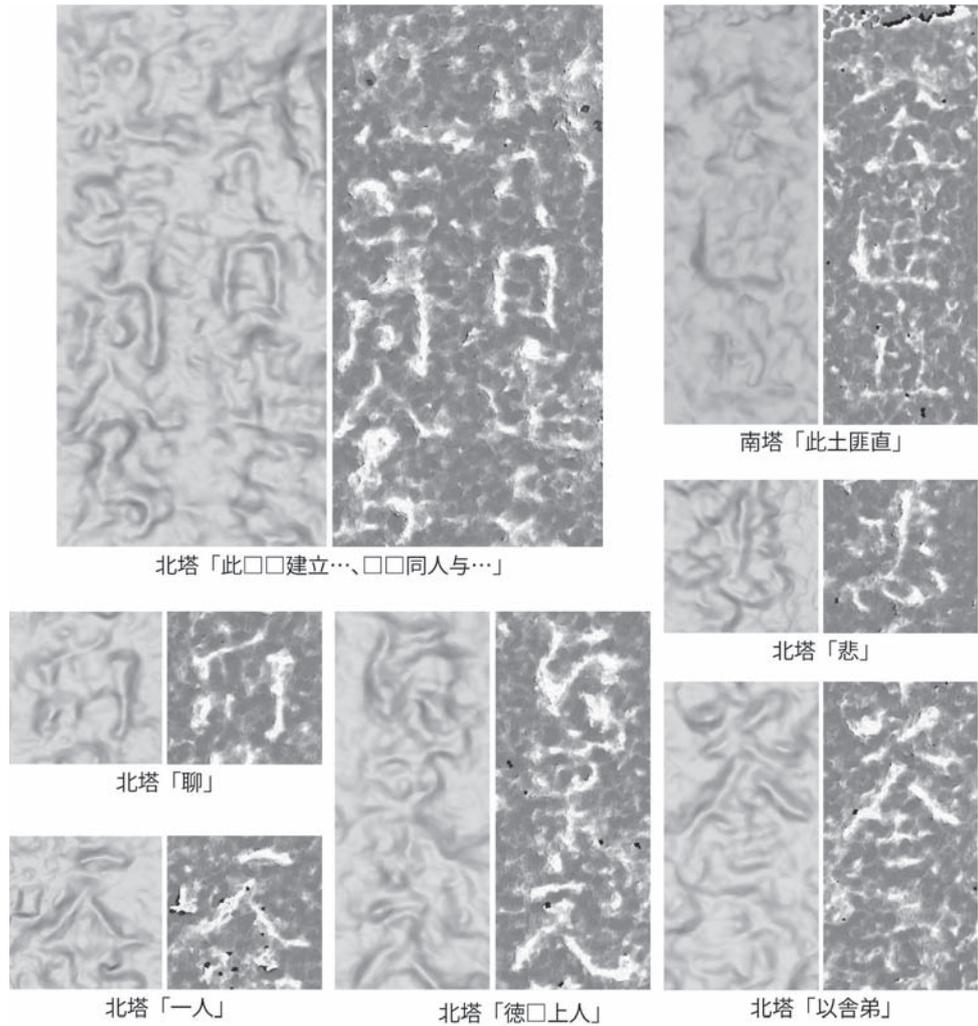


図4 レーザー計測による三次元モデル（左：北塔、右：南塔、縮尺任意、村田裕介氏作成）



図5 川勝政太郎による般若寺笠塔婆銘文拓本部分（大和文華館所蔵、狭川真一氏撮影）

は確認できるものの従来判読出来ていた文字も認識することができなかった。
CloudCompareで解析する際にスケールを十倍にするなどの工夫も試みたが、不明瞭なままであった。しかしながら、破断部分の直下に位置する六・(10)は、従来「也」と「此」で揺らいでいたが、「此」であると判断できた。その下段の「土」については、七・(13)の「土」と書き方が異なっているため、別の字を



※左：SfM-MVS、右：レーザー計測

図6 三次元モデルに基づいて同定した文字の比較（縮尺任意）

は確認できるものの従来判読出来ていた文字も認識することができなかった。
CloudCompareで解析する際にスケールを十倍にするなどの工夫も試みたが、不明瞭なままであった。しかしながら、破断部分の直下に位置する六・(10)は、従来「也」と「此」で揺らいでいたが、「此」であると判断できた。その下段の「土」については、七・(13)の「土」と書き方が異なっているため、別の字を
る単語に繋がる可能性がある。
十五・(8)は、これまで「経」（市川寛斎・三宅米吉・西村貞・川勝政太郎）や「阿」（奈良県教育委員会・堀池春峰・山川均）と読まれてきた。しかし、今回の成果を踏まえると、字形から「徳」と読むのが自然と考えられる。続く十五・(9)は字形が判然としないものの輪郭のあり方から「乗」や「裏」のよう

充てられる可能性があるが的確な文字が見いだせなかった。
一方、北塔は、南塔ほどの劣化は無いが、下部を中心に文字を認識することが困難であった。また、十四・(1)～(3)や十五・(1)・(2)は、文字の稜線が比較的明瞭であるにもかかわらず、適用できる文字が判然としない。その前後は文の途切れ目であるため、文意からの推定も難しい状況である。しかし、それ以外の部分では、市川寛斎が「慈」と認識し、川勝政太郎が「悲」と改めた十二・(3)は、後者の「悲」が正確であることが分かった。同様に、奈良県教育委員会と堀池春峰の判読では「聊」、その他の研究者は「徳」と判断していた十六・(4)は、「聊」として認識することができた。十六・(4)の位置は、「大功」に続く文字であるため、文字列から「大功徳」として「徳」が充てられていたと思われるが、この解釈は字形が異なっているため難しいと思われる。さらに、十八・(7)は「子」ではなく「人」と判断できる。伊行末の嫡男である「行吉」に係る文字であるが、「子」とするには字形が合わないため、川勝政太郎や堀池春峰と同じく「人」と判断される。
新たな発見としては、次のことが挙げられる。これまで行頭文字であった十三・(2)「果」の上にもう一字存在することが明らかになった。さらに、十四・(11)を「企」と判読されていたが、字形から「舍」と捉えられる。そして、その下の十四・(12)は字形から「弟」と考えられる。文意としても「舍弟」となり、続く十四・(13)・(14)は、十五行目の内容から人名もしくは人物に関

一	先考宋人行末者異朝明州住人	(1)
二	也而來日域經歲用即太仏殿右	(2)
三	壇四面廻廊諸堂垣塌荒無□□	(3)
四	悉毀孤為□□□□棄番朝□	(4)
五	陳和卿為鑄金銅木仏以明州伊	(5)
六	行末為衆殿□石壇故此土匪直	(6)
七	也□者也則於東大寺靈地邊土	(7)
八	中得石修造正元二年七月十一	(8)
九	由安然逝去彼嫡男伊行吉志	(9)
十	□三年建立一丈六尺布率都坡	(10)
【北塔】		
十一	二基以一本廻過去慈考以一本宛	(11)
十二	現在悲母就中般若寺大石塔婆為	(12)
十三	■果大工本趣□為□彼影像所写也	(13)
十四	此□□建立也然与今以舍弟□□	(14)
十五	□□同合与力并徳□上人修石	(15)
十六	檀大功聊結縁畢願以此功德	
十七	救□亡□□苦偏■	
十八	□切利天今一人行吉造石□都坡	
十九	詣極樂界都一切衆生□□□□	
二十	弘長元年辛七月十一日伊行吉白	

※打消し線は、現在判読困難な文字
※■は、存在は確認できるが判読困難な文字

翻刻5 新たな文字を適用した般若寺笠塔婆の銘文と現状

に見える。十五・(10)・(11)で「上人」となるため、十五・(8)からの四字で人名を示していると考えられる。般若寺や伊行吉に関係する人物と思われ、同時代史料からの検討で明らかになる可能性もある。

むすびに

本稿では、現在般若寺の境内に位置する笠塔婆について、今後の資料評価のための基本情報を提示するべく、その来歴と塔身正面下方に刻まれた伊行吉願文の銘文を検討した。まずは来歴について、

寺蔵史料の悉皆調査で確認された旧所在地と移設に関わる近世・近代史料の紹介によってかつての安置状況を確認したうえで、従来定本といえる釈文が得られていなかった銘文について、研究史を紐解きつつ新たな手法を用いて検討を試みた。

最後に、銘文の検討の結果についてまとめておく。研究者によって揺らいでいた複数の文字を確定し、現状に基づく釈文を提示することができた【翻

刻5】。しかし、SEM-MVSやレーザー計測の技術を用いても不明であった文字のすべてを判読するには至っておらず、難解な銘文の全解読は今後の課題として引き続き位置づけられる。

破断や欠損している箇所は、新しい技術を用いても従来の判読に頼らざるを得なかった。先行研究の成果は、日々劣化を続ける石造物においては重要な記録であるが、判読の元となった拓本などの資料は川勝政太郎の拓本以外確認することが出来なかった。奈良の郷土史家であった高田十郎も一九一八年に般若寺笠塔婆の拓本を採取しているようであるが、目録は確認できても原本は未確認のままである⁽²⁸⁾。様々な研究者によって、現在よりも良い状態であったはずの時に作成された拓本などの資料は、継承されずに失われてしまった可能性もあり、それらを残すことも重要であると再認識した。

今回 SEM-MVS 技術やレーザー計測で作成した銘文の画像を含め、本稿が定点となってさらに精度を高めた研究の段階に発展できれば幸いである。

謝辞 本稿の作成にあたり、調査を快諾してくださった般若寺の工藤良任住職をはじめ、次の方々から多くのご教示とご協力を賜りました。末筆ながら感謝申し上げます。(順不同、敬称略)

工藤良任(般若寺)、永見秀徳(九州文化財計測支援集団)、古川攝一(大和文華館(当時))、狭川真一(大阪大谷大学)、佐藤亜聖(滋賀県立大学)、村田裕介(元興寺文化財研究所)、三宅徹誠(同)、酒井雅規(同)、大和文華館(奈良市)

なお本稿は二〇二〇年度史料編纂所一般共同研究課題「中・近世畿内寺院史料の調査・研究と研究資源化―般若寺および念仏寺を中心とする―」、および奈良市の助成による「奈良市内所在石造文化財の調査」の成果の一部である。

注

(1) 筆者が関わった例として、『豊橋市埋蔵文化財調査報告書第一四一集 普門寺旧境内―総合調査編―』(豊橋市教育委員会、二〇一六年)、『四国八十八ヶ所霊場詳細調査報告書 第四三番札所明石寺』(愛媛県教育委員会、二〇一九年)、香川県政策部文化芸術局文化振興課編『四国八十八ヶ所霊場第八十六番札所志度寺調査報告書(第一分冊)』(香川県、二〇二二年)などがある。

- (2) 元興寺文化財研究所編『華嚴宗元興寺所蔵歴史資料調査報告書』(二〇二〇年)、同編『南都十輪院所蔵文化財総合調査報告書』(十輪院、二〇二二年)。
- (3) 代表的な概説として、堀池春峰「笠塔婆」(『大和古寺大観 第三卷』岩波書店、一九七七年)、山川均「般若寺笠塔婆」(『日本石造物事典』吉川弘文館、二〇二二年)。
- (4) 川井景一編『大和國寶帖』(中川秀雄、一八九六年)、三宅米吉「探古考証雑抄」(『考古界』第一編第二号、考古学会、一九〇一年)。
- (5) 天沼俊一「般若寺の笠卒塔婆」(『建築雑誌』第二五輯第二八九号、建築学会、一九一一年)。
- (6) 『大和古寺大観 第三卷』(岩波書店、一九七七年) 九八頁。
- (7) 奈良市史編集審議会編『奈良市史 工芸編』(奈良市、一九七八年) 一六五頁。
- (8) 以下、般若寺文書の番号は、服部光真・澤井廣次・三宅徹誠「南都般若寺所蔵の古文書・聖教・版本」(『元興寺文化財研究所研究報告二〇二〇』、二〇二一年)による。
- (9) 『平城坊目考・平城坊目遺考』(五月書房、一九九八年)。
- (10) 『加太越奈良道見取絵図』(東京美術、一九九八年)。
- (11) 奈良市史編集審議会編『奈良市史編集審議会会報一 奈良曝 奈良坊目拙解』(一九六三年)。
- (12) 西村貞「般若寺十三重石塔四方佛と笠卒塔婆」(『奈良の石仏』全国書房、一九四二年)。
- (13) 『日本古典文学大系四一 謡曲集 下』(岩波書店、一九六三年)。
- (14) 樋口大祐「中世律宗と『平家』」(『文学』七二二、一九九六年)。
- (15) 般若寺古文書・聖教五五号。本史料は、近世の作成で、往古の般若寺伽藍を文殊菩薩が騎乗する獅子の形に擬して想像的に描いた絵図である。笠塔婆に「弘法大師所立」との注記がある。
- (16) 藤田祥光「維新後之奈良」(奈良県立図書館書情報館所蔵)。
- (17) 前掲注2『華嚴宗元興寺所蔵歴史資料調査報告書』参照。
- (18) 前掲注9『平城坊目考』。梅坊善寿の伝聞として、「天保年間奈良奉行梶野土佐守給人穂井田忠知といふ人此高卒都婆正面の下の方に文字有を発見し墨もて紙に摺写して読み…(後略)」とある。
- (19) 前掲注4三宅米吉「探古考証雑抄」。
- (20) 前掲注5天沼俊一「般若寺の笠卒塔婆」。
- (21) 前掲注12西村貞「般若寺十三重石塔四方佛と笠卒塔婆」。
- (22) 川勝政太郎「般若寺笠塔婆小論」(『奈良叢記』、駸々堂書店、一九四二年)、川勝政太郎「伊行末系石大工とその作品」(『日本石材工芸史』改訂版、綜芸社、一

- 九七一年、初版一九五七年)。
- (23) 岡田英男・木田光昭・村野浩『重要文化財般若寺塔婆修理工事報告書』(奈良県教育委員会編、般若寺、一九六六年)。
- (24) 前掲注3堀池春峰「笠塔婆」。
- (25) 前掲注3山川均「般若寺笠塔婆」。
- (26) 筆者による現地調査は、二〇二〇年十二月十八日に実施した。それ以前に、狭川氏による調査が行われたあと、永見秀徳氏(九州文化財計測支援集団)の協力を得て三次元モデル化が行われている。本稿で作成した三次元モデルは、筆者が行った調査データに基づいている。
- (27) 当初のSCM-MVSによる調査に合わせて、銘文部分のレーザー計測を二〇一九年四月八日に実施している。調査を行った村田裕介氏(公益財団法人元興寺文化財研究所)の許可を得てデータを使用させていただいた。なお、レーザー計測の使用機器は、非接触式三次元計測器(ロニカミノルタRANGER)とTELEレンジを使用し、RANGE VIEWER(ロニカミノルタ製)でデータ処理したのち、PolyWorks Modeler (Innov Metric 社製)でポリゴンモデルに統合した。比較検討にあたっては、CloudCompareで解析したものをを用いている。
- (28) 高田十郎「家蔵拓本目録」(『なら』第二五号、私家版、一九二四年)。「石塔」の項目に「三五九、奈良般若寺笠卒塔婆 一对二面/弘長元年^西七月十一日(大正七、九、一〇)」とある。
- (服部光真…公益財団法人元興寺文化財研究所主任研究員/一般共同研究共同研究員)(坂本 俊…公益財団法人元興寺文化財研究所研究員)